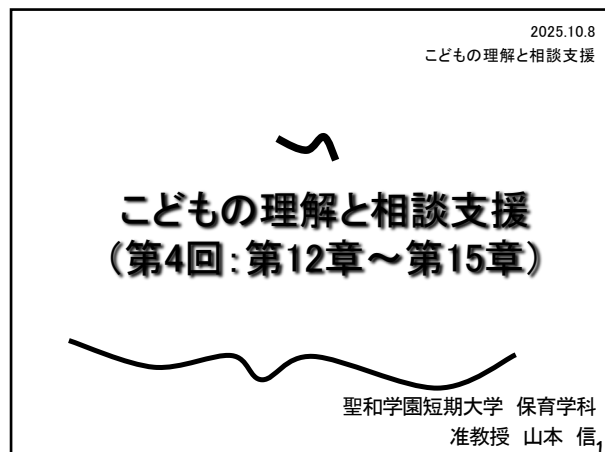
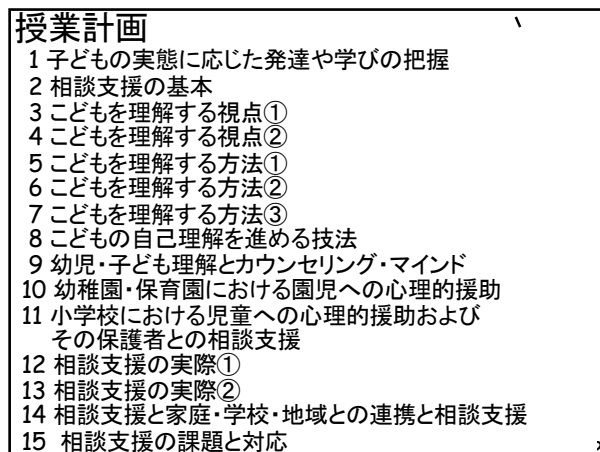




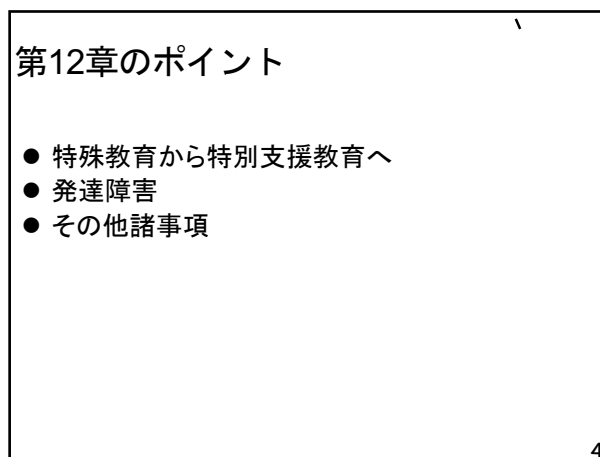
1



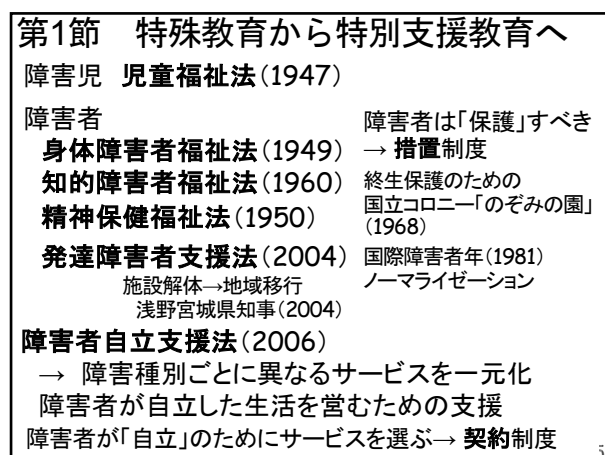
2



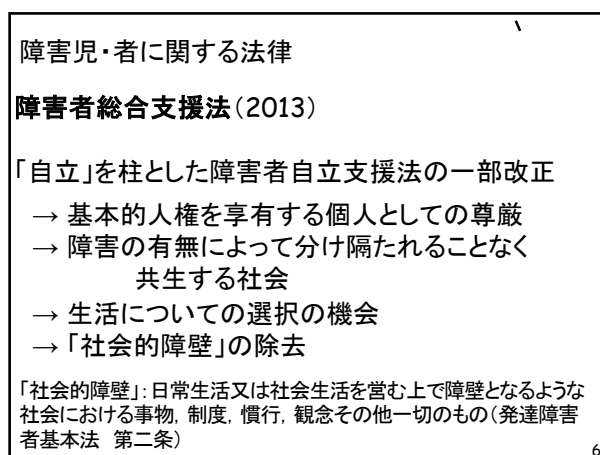
3



4



5



6

第2節 発達障害

「障害」は「どこ」にある？



高次脳機能の習得障害 / 非進行性 /
発達期に生じる / 対応を必要とする問題がある

7

発達障害者基本法(2005年施行・2016年改正)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動症障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害があるものであって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

8

8

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動症障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

発達障害の分類

- 自閉スペクトラム症(ASD)
- 注意欠如・多動症(ADHD)
- 限定性学習症(LD)
- 発達性協調運動症(DCD)

9

● 自閉スペクトラム症(ASD)

社会コミュニケーション
限定された反復行動

● 注意欠如・多動症(ADHD)

不注意(気がそれる、集中が続かない)
多動性・衝動性(落ち着かない、見通が立たない)

● 限定性学習症(LD)

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するのうち特定のものの習得・使用に著しい困難

● 発達性協調運動症(DCD)

目と手の協応、姿勢制御・保持に困難、不器用(お手玉、自転車、着衣などの身辺処理など)

10

発達障害児・者への支援

発達障害者基本法(2005年施行・2016年改正)

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適性な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するために行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

「二次障害」

失敗経験 → 叱責 → 自己効力感の低下
→ 不適応・反社会性

「治す・直す」のではなく、「特性を理解」し、
「環境調整」を行うことが基本

11

発達障害(年代別①)

乳幼児期

典型的な発達からの“遅れ”が気になる場合
“発達障害の行動特徴”に似た行動を示す場合

児童期

親が代わりにやってあげられない時期
二次的障害(劣等感)→「報われる努力」の実感

思春期

幼児期・児童期に発見されないまま至る場合
→ 精神科の受診をする場合も
コミュニケーションの問題(仲間関係)

12

発達障害(年代別②)

青年期

アイデンティティ(自分は何者か)の確立

→否定的な自己像

自分の力に気づき、肯定感を持つことが大切

成人期

職場内での不適應

→ 個人の課題の遂行は、本人なりの「ルール」

→ 部署の中で臨機応変に進めることが不得手

発達障害による「生きづらさ」は変容していく

13

診断基準にない特性をどの子どもももっている可能性が高い(すべての特性を持っているとは限らない)

- a. 感情や力、動きのコントロールの困難
- b. 刺激・情報の量の影響を強く受ける
- c. 認知のアンバランス
- d. 姿勢の保持が苦手

14

14

第3節 その他諸事項

■ 統合保育

= 「健常児」の中に「障害児」が入るという考え方

■ インクルーシブ保育

= 「そもそも子どもは皆違う」

→ 個性を尊重し、違いを認め合い、その中で「和」を探る

15

15

第1節 特殊教育から特別支援教育へ

障害児 児童福祉法(1947)

障害者

障害者は「保護」すべき

身体障害者福祉法(1949)

→ 措置制度

知的障害者福祉法(1960)

終生保護のための
国立コロニー「のぞみの園」
(1968)

精神保健福祉法(1950)

発達障害者支援法(2004)

国際障害者年(1981)
ノーマライゼーション

施設解体→地域移行
浅野宮城県知事(2004)

障害者自立支援法(2006)

→ 障害種別ごとに異なるサービスを一元化

障害者が自立した生活を営むための支援

障害者が「自立」のためにサービスを選ぶ→ 契約制度

16

障害児・者を取り巻く環境の変遷

「保護」すべきもの(措置)



「自立」を支援する(契約)

障害者自立支援法



障害の有無に関係なく
「あたりまえ」の生活を保障する

障害者総合支援法

17

17

「気になる」子

・ 不注意・多動

他のことが気になって保育者の話を最後まで聞けない / 「待ってて」などの指示に従えない / 周りの子どもにつられて騒いでしまう / 話している途中で別の話題に移ってしまう

・ コミュニケーションの困難さ

楽しみ、興味を他人と共有しない / 話し言葉によるコミュニケーションが難しい / 集団で移動する時、ついてこない / 体の動きがぎこちない

・ 対人的トラブル

他児の行為に対して怒る / 自分が行った行動を認めようとせず、言い訳をする / 日によって調子の良い時と悪い時の波が大きい

「気になる」子どもが固定的に存在しているわけではない

→ どの子どもも「気になる」子になりうる可能性がある

18

18

保護者が抱えている問題

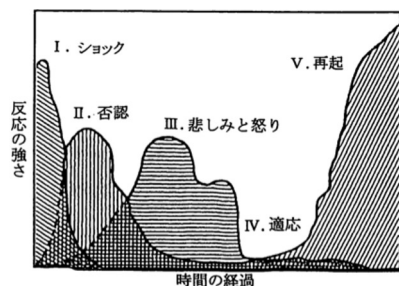


図 12-3 障害受容の段階的モデル
[Drotar, D. et al. (1975) The adaptation of parents to the birth of an infant with a congenital malformation: a hypothetical model. *Pediatrics*, 56 (5), 710-717]

19

19

保護者が抱えている問題

大事なのは、「診断名」ではない！

保育の中での子どもの支援は
「障害」への支援ではなく、子どもの生活の支援
＝これから伸びようとする子どもの力の後押し

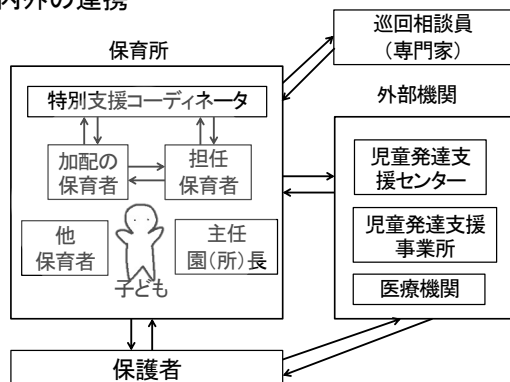
支援は「子どもが保育の中で困っている」ことを
保育者がキャッチした時から始められるべき

- a. 子どもの行動には、必ず理由・意味がある
- b. 園で行う行動には、必ず園に原因・誘因がある

20

20

園内外の連携



21

21

第13章 相談支援の実際②

22

22

第13章のポイント

- 不登校・不登園
- いじめ
- 児童虐待
- 非行と小中学生のアセスメント

23

23

第1節 不登校・不登園

「学校恐怖症」(1950年代後半～)

↓
「登校拒否」(1970年代～)

↓
「不登校」(1990年代～)

※特別な子どもの問題ではなく、どの子にも起こりうる

最終目標は「社会的自立」(「登校させること」ではない)

- 本人へのアプローチ
- 学校・社会へのアプローチ

24

第2節 いじめ

いじめ対策推進法(2013)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該自動等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身等の苦痛を感じているものをいう。
児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう

- 「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは？
- 「いじめの解消」とは？

25

第3節 児童虐待

児童虐待防止法(2000)

- ・保護者がその監護する児童に対して行う行為に限られる。
(・何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。)
- ・児童虐待は「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」の4種類に分けられる。

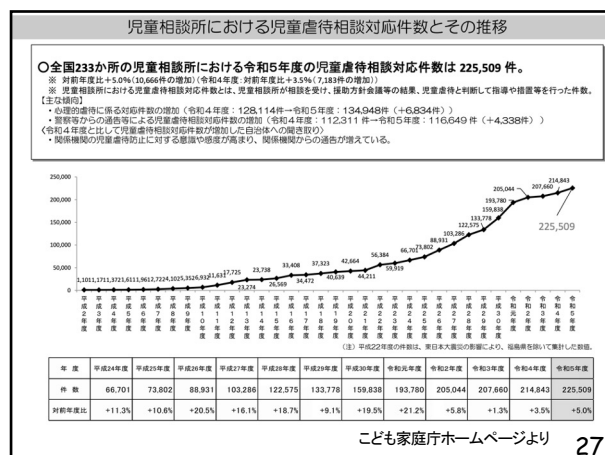
厚生労働省(2021)

令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000824359.pdf>

26

25

26



27

27

児童相談所における児童虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成24年度	23,579 (35.4%)	19,250 (28.9%)	1,449 (2.2%)	22,423 (33.6%)	66,701 (100.0%)
平成25年度	24,245 (32.9%)	19,627 (26.6%)	1,582 (2.1%)	28,348 (38.4%)	73,802 (100.0%)
平成26年度	26,181 (29.4%)	22,455 (25.2%)	1,520 (1.7%)	38,775 (43.6%)	88,931 (100.0%)
平成27年度	28,621 (27.7%)	24,444 (23.7%)	1,521 (1.5%)	48,700 (47.2%)	103,286 (100.0%)
平成28年度	31,925 (26.0%)	25,842 (21.1%)	1,622 (1.3%)	63,186 (51.5%)	122,575 (100.0%)
平成29年度	33,223 (24.8%)	26,821 (20.0%)	1,537 (1.1%)	72,197 (54.0%)	133,778 (100.0%)
平成30年度	40,238 (25.2%)	29,479 (18.4%)	1,730 (1.1%)	88,391 (55.3%)	159,838 (100.0%)
令和元年度	49,240 (24.5%)	33,345 (17.2%)	2,077 (1.1%)	109,118 (56.3%)	193,780 (100.0%)
令和2年度	50,035 (24.4%)	31,430 (15.3%)	2,245 (1.1%)	121,334 (59.2%)	205,044 (100.0%)
令和3年度	49,241 (23.7%)	31,448 (15.1%)	2,247 (1.1%)	124,724 (60.1%)	207,660 (100.0%)
令和4年度	49,464 (23.0%)	34,872 (16.2%)	2,393 (1.1%)	128,114 (59.6%)	214,843 (100.0%)
令和5年度	51,623 (22.9%)	36,465 (16.2%)	2,473 (1.1%)	134,948 (59.8%)	225,509 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

こども家庭庁ホームページより

28

28

児童相談所における児童虐待相談対応件数の経路別件数の推移

○ 児童相談所に寄せられた児童虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校からが多い。

	相談経路														
	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	児童相談所	児童相談所(15歳未満)	児童相談所(15歳以上)	児童相談所(15歳以上)	児童相談所(15歳以上)	児童相談所(15歳以上)	児童相談所(15歳以上)	警察等	児童相談所	学校	その他	総数
24年度	8,484 (12.6%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	51,730 (77.1%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,847 (12.0%)	13,866 (18.8%)	818 (1.1%)	4,838 (6.6%)	1,191 (1.6%)	275 (0.4%)	5,423 (7.4%)	392 (0.5%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	17,225 (23.3%)	223 (0.3%)	51,730 (77.1%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.2%)	15,638 (18.0%)	849 (1.0%)	5,808 (6.8%)	1,448 (1.7%)	5,620 (6.6%)	353 (0.4%)	608 (0.7%)	155 (0.2%)	2,963 (3.5%)	29,172 (34.5%)	235 (0.3%)	559 (0.7%)	63,119 (77.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,336 (10.0%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.1%)	1,429 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.6%)	192 (0.2%)	30,718 (28.2%)	179 (0.2%)	78,848 (73.8%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,035 (9.4%)	17,426 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.4%)	1,439 (1.1%)	429 (0.3%)	6,174 (5.0%)	304 (0.2%)	847 (0.7%)	322 (0.3%)	202 (0.2%)	31,109 (26.2%)	157 (0.1%)	82,641 (69.4%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,284 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	31,109 (26.2%)	157 (0.1%)	82,641 (69.4%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.6%)	1,340 (0.8%)	438 (0.3%)	6,996 (4.3%)	348 (0.2%)	1,397 (0.8%)	1,042 (0.6%)	216 (0.1%)	34,427 (25.6%)	168 (0.1%)	104,649 (74.4%)	159,838 (100.0%)
令和元年度	15,799 (8.2%)	25,395 (13.0%)	1,653 (0.8%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	487 (0.3%)	8,880 (4.4%)	396 (0.2%)	1,816 (0.9%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	36,875 (23.9%)	145 (0.1%)	138,956 (86.1%)	193,780 (100.0%)
令和2年度	16,195 (8.4%)	27,441 (13.8%)	2,118 (1.0%)	9,847 (4.6%)	1,684 (0.8%)	505 (0.3%)	9,265 (4.5%)	405 (0.2%)	1,807 (0.9%)	1,348 (0.6%)	233 (0.1%)	38,427 (24.2%)	150 (0.1%)	148,844 (75.8%)	205,044 (100.0%)
令和3年度	17,245 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,884 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.1%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	40,034 (18.6%)	135 (0.1%)	150,104 (70.5%)	214,843 (100.0%)
令和4年度	17,840 (8.4%)	22,168 (10.3%)	2,716 (1.2%)	8,400 (3.8%)	1,722 (0.8%)	890 (0.4%)	9,988 (4.6%)	299 (0.1%)	1,821 (0.8%)	1,315 (0.6%)	189 (0.1%)	42,278 (19.6%)	121 (0.1%)	143,329 (68.5%)	225,509 (100.0%)
令和5年度	18,198 (8.0%)	22,112 (9.8%)	3,747 (1.7%)	8,955 (4.0%)	1,792 (0.8%)	945 (0.4%)	10,803 (4.8%)	318 (0.1%)	2,243 (1.0%)	1,290 (0.6%)	192 (0.1%)	47,279 (21.0%)	165 (0.1%)	156,231 (69.3%)	225,509 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

こども家庭庁ホームページより

29

29

29

第4節 非行と小中学生のアセスメント

- 「非行」とは？
- 「非行」は増えている？減っている？
→ 何が増えている？何が減っている？

30

30

第14章 相談支援と家庭・学校・地域 との連携と相談支援(幼・小 の連携、親との連携)

31

31

第14章のポイント

- 家庭の様子
- 保育所保育指針解説
- 相談支援の必要性
- 保育者による保育相談
- 保護者への相談支援
- 子育て困難をかかえた保護者への支援
- 小学校との連携

32

32

第1節 家庭の様子

- 「子育て家庭」に関する現状と課題
何が「問題」となっているのか
「現状」の中で、どうすればよいのか
→「現状」の中で、「自分にできること」から考える

33

33

第2節 保育所保育指針解説

- 「努力義務」を考える
「何」を「どこまで」やればよいのか...
→「努力」と「期待」の範囲と限界の問題

34

34

第3節 相談支援の必要性

- 相談支援に関する「保育者の専門性」を考える
 - ① 知識(発達、支援・援助)
 - ② 知識(社会的資源)
 - ③ コミュニケーション力・連携(対人)
 - ④ コミュニケーション力・連携(対組織)
 - ⑤ 情報収集・把握力(子ども・家庭・社会)
 - ⑥ 発信力(子ども・保護者の代弁者として)
- 「子どもを取り巻く環境の多様化」
何が「多様化」しているのか、昔は「多様」でなかったのか

35

35

第4節 保育者による保育相談

- リフレーミング
例:「泣き続ける」をポジティブに捉えてみる
→ すべてを「ポジティブ」に捉えてよいのか?
- 「困っている」のは「誰」か
- その「困りごと」は「必要なこと」なのか、「解消すべきこと」なのか
→ 解消すべき場合には「誰」が「解消」するのか・できるのか

36

36

第5節 保護者への相談支援

- 保護者の受容
- 自己決定の尊重
- 関係機関との連携・協働
- 個人情報の取扱(守秘義務)

37

37

第6節 子育て困難を抱えた保護者への相談支援

- 保護者の障害受容
「障害受容の段階的モデル」
社会における「障害」に対するスティグマ
- 障害のある子どもの育児の困難
知的障害？ 発達障害？ しつけ・性格？
気がついていない？ 気が付かないふり？
- 保護者支援
保護者の気持ちに「寄り添う」とは？
想像力・視点の切り替え
保護者が園に求めていることは？

38

38

第7節 小学校との連携

- 1990年代後半から議論(小1プロブレム)
学級崩壊:思春期の反発による学級機能不全
小1プロブレム:社会性の未成熟に原因

第2章 4 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

イ 保育所ほいくにおいて育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援のもとに、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

40

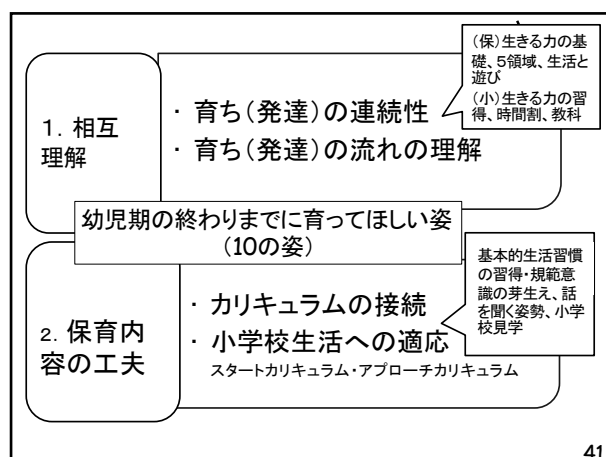
39

乳幼児期と児童期の教育の比較

幼児期の教育	小学校の教育
・環境を通して行う ・遊びを通した総合的な学び ・興味や関心にそった活動の展開 ・直接的・具体的経験を通した学び ・一人ひとりに応じた教育や保育 ・話し言葉(先生や友だちとの言葉のやり取り)を通して考える ・個人内評価	・学級集団での学び ・教科を通した学び ・時間割に基づいて45分を1単位とした学習と生活 ・教科書や地域の学習教材を活用して学ぶ ・書き言葉(読む、書く)を通して考える ・目標に準拠した観点に基づく絶対評価

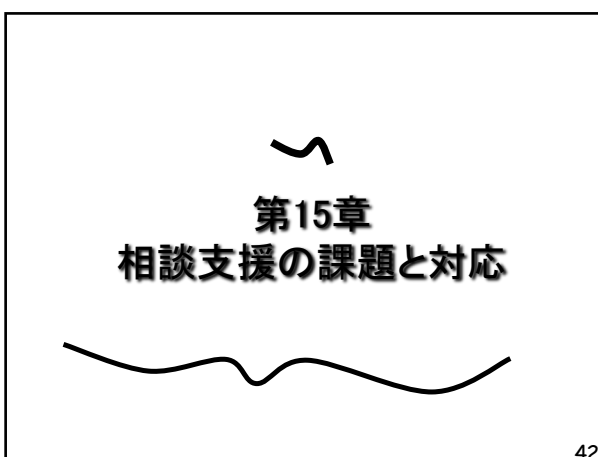
40

40



41

41



42

42

第15章のポイント

- 校内及び「関係機関」との連携
- 教育相談における校内支援体制
- 相談支援計画の作成
- 支援の目標

43

43

第1節 校内及び「関係機関」との連携

- 「二重丸」の禁止
→ 「丸抱え」・「丸投げ」の禁止

44

44

第2節 教育相談における校内支援体制

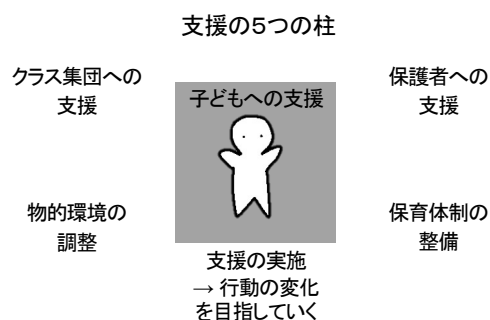
- 「子どもが抱える問題」の「複雑化」と「深刻化」
→ 「変化」したのは、「何か」
（“悪くなった結果”なのか、“良くなった結果”なのか）

45

45

第3節 相談支援計画の作成

第4節 支援の目標



46

46

知的発達に遅れのあるI児（4歳児、男児、担任1名）

生活場面における様子

- 保育者の話をぼんやりと聞いている。話の途中でわからなくなると保育者に聞いてくるため、個別の声がけをしている
- 聞きに来る回数、個別に援助する回数が増加。クラスの活動時間が長くなってきた
- 活動前から自信なく「できない」「わからない」と言うことが増加
- 自由遊びでは、3歳児クラスの子どもに混じって鬼ごっこ
- 落ち着きのないクラスだが、文字や数に対する関心が高い（意欲的）。I児への個別の援助が増えたと集団が落ち着かなくなる
- I児とよくトラブルを起こす子どもはいない。他児はすすんでI児を助けている

47

47

支援目標の設定

- 本人：知的発達の遅れ→わからない→自信がない→意欲が低下
他児：文字や数字への関心の高まり→理解できることが増える
- I児の知的発達を促すことで自信をもてるようにする
 - クラス集団が集中して活動に取り組めるようにする

中・長期的目標

- A できること、わかることが増え、自信をもって取り組めるようになる
- B 集団活動で保育者に頼らずに活動に取り組めるようになる
- C 同年齢の子どもと遊べるようになる

短期的目標

- a 言葉、概念、数に関して理解できていることが増える
- b 活動内容を理解し独力で参加できる活動が増える
- c 同年齢の子どもと楽しみを共有できるようになる

48

48

保育の展開例

① 児に対する支援

- a 言葉、概念、数に関して理解できていることが増える
 - ・ ひも通し(様々なバリエーション)
 - ・ 2つのものの比較(「多い・少ない」「長い・短い」「高い・低い」)
 - 楽しみながら数や概念に触れる
- b 活動内容を理解し独力で参加できる活動が増える
 - ・ 事前の援助(自由遊びの活用)
 - 「できない」「わからない」場面を少なく。達成感。

② クラス集団への支援

- c 同年齢の子どもと楽しみを共有できるようになる
 - ・ 一緒になって最後まで集中して楽しむ
 - ・ 「不思議と思うもの探し」(説明をあまり必要としない活動)
 - ・ 紅白オセロ(ルールがわからなくても参加できる)

49

49

試験・レポートについて

- 試験＝「問題番号1」
発達障害の定義や特徴について説明し、発達障害の主にASD・ADHD・LDの3つについてそれぞれ説明しなさい。さらに、発達障害のある子どもの保護者とのかかわりにおいて必要な姿勢や態度はどのようなことか、具体的に説明しなさい。
- p.92 発達障害の定義
- p.93 発達障害の特徴
- p.103, 104～105 保護者とのかかわり
- p.82, p.117, p.120～121 保護者への相談支援

50

50

試験・レポートについて

- レポート
設題1: 発達障害について説明し、発達障害の子どもに保育所ができることや対応を具体的に述べてください。さらに、保育士ができるサポートを述べなさい。
- p.92～発達障害について
- 保育所ができることや対応
→ 保育所(チーム)としてできること:
職員連携、園内の人的・物的な環境整備(園内)
→ 対応: 専門機関との連携(組織として、園外)
- 保育士ができるサポート
→ 保育士個人としてできること(個別の関わり、園内、クラス内)

51

51

試験・レポートについて

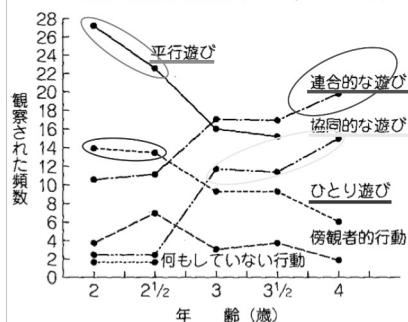
- レポート
設題2: パーテンの提唱した幼児期の子どもの遊びに関する6つの段階を示し、それぞれについて説明し、遊びを中心とした保育における子どもの理解と保育者の援助について考えを述べなさい。
- パーテン(p.16: 第3章3節)
- 子どもの理解(子どもを理解する視点・方法3～7章)
→ 「考えが述べられている」(作成の手引き)
- 保育者の援助
→ 「考えが述べられている」(作成の手引き)
→ 参考書も、参考に

52

52

第3節 子ども相互の関わり

遊びの種類の発達 (Parten, 1932より作成)



- 「子ども相互の関わり」を促す働きかけ、とは…

53

53